

居宅療養管理指導重要事項説明書

1.事業者の概要

| | |
|--------|---------------------------|
| 事業所名 | 国民健康保険おいらせ病院 |
| 所在地 | 青森県上北郡おいらせ町上明堂1-1 |
| 電話／FAX | 0178-52-3111／0178-52-3110 |
| 事業所番号 | 212510614 |

2.当事業所の職員体制

| 職名 | 資格 | 常勤 | 非常勤 | 事業内容 |
|--------------------|--------------|----------|-----|---------------------|
| 居宅療養管理指導従事者 | 医師 | 4名 | | 居宅療養管理指導の提供 |
| 連絡先 (外来及び地域連携室) | 看護師 社会福祉士 | 2名 1名 | | 利用申し込みの調整 業務等の管理 |

3.サービスの提供時間

| | |
|-----|---------------------|
| 平日 | 8:30～16:30 |
| 休業日 | 土・日曜日、祝祭日、12/29～1/3 |

4.事業の目的及び運営の方針

| | |
|------|---|
| 目的 | 居宅療養管理指導 |
| 運営方針 | 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に役立つように計画的かつ継続的な医学管理を行う。 さらに居宅介護支援事業者その他の事業者に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る） 並びに利用者若しくはその家族等に対する居宅サービスを利用する上の留意点、介護方法等について指導および助言を行います。 |

5.サービスの内容と利用料

| | | | |
|----------|--|-------------------------------------|-------------------------------|
| 内容 | 通院が困難な利用者に対して、医師が医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者やその他の介護サービス事業者に対する介護サービス計画の策定等に必要な情報提供若しくはその家族等に対する介護サービスを利用する上の留意点、介護方法等について指導及び、助言を行います。 | | |
| 利用料 | 種類 | 利用料 | 負担額 |
| | 医師が行う居宅療養管理指導（1） 月2回まで | 5,150円／1回 4,870円／1回 4,460円／1回 | 515円／1回 487円／1回 446円／1回 |
| 交通費 | タクシー利用時 1,000円又は1,500円 地域により変更あり | | |
| 料金の支払い方法 | 毎月、前月分の請求をします。お支払い後領収書を発行します。 | | |

※利用料の改定があった場合は、文章にてお知らせします。

6.利用上の注意点

- ①サービスの解約はいつでも可能です。担当者まで電話または来院しお申し出ください。
- ②利用者様が介護保険施設に入所した場合、介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合、利用者様が亡くなられた場合は、自動終了となります。
- ③利用者様やご家族様などが当院に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、即座にサービスを終了させていただきます。

7.サービス内容に関する苦情

| | |
|--------|------------------------------------|
| 担当者 | 総看護師長 佐々木 恵美 |
| 電話／FAX | 0178-52-3111／0178-52-3110 |
| 受付時間 | 平日8：30～16：30（土・日・祝、12/29～1/3は対応不可） |

お住いの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等での対応も可能です。

8.事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかにお客様がお住いの市町村・ご家族等に連絡するとともに必要な措置を講じます。また、利用者様に対して当院の居宅支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償致します。

なお、当院は全国自治体病院協議会と損害賠償保険契約を結んでおります。